

された租税公課は除く。

ス 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料

セ 外注経費

工事を専門業者等に外注する場合に必要となる経費

ソ 工事登録等費

工事实績の登録等に要する費用

タ 公共事業労務費調査に要する費用

チ 雑費

アからタまでに属さない諸費

(2) 現場管理費の算定

現場管理費は別表 1 の工種区分に従い、別表 2 により求めた現場管理費率で次式により算定する。

現場管理費＝対象金額×現場管理費率

対象金額＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋支給品費＋貸与額

(3) 現場管理費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表 3 の適用条件に該当する場合、別表 2 の現場管理費率に補正係数を乗じる。施工時期、工事期間等を考慮した補正については別表 3-1 に冬期率を乗じた補正值を加算するものとする。ただし、フィルダム工事には適用しない。

第 6 一般管理費等の内容

一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。

1 一般管理費の項目及び内容

(1) 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）

(2) 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

(3) 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

(4) 法定福利費

本店及び支店の従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

(5) 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

(6) 修繕維持費

建物、機械装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

(7) 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

(8) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(9) 動力、用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用

(10) 調査研究費

技術研究、開発等の費用

(11) 広告宣伝費

広告、宣伝、公告に要する費用

(12) 交際費

本店及び支店等における来客等の対応に要する費用

(13) 寄付金

(14) 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

(15) 減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額

(16) 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

(17) 開発費償却

新技術若しくは新経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

(18) 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税、道路占用料その他の公課

(19) 保険料

火災保険及びその他の損害保険料

(20) 契約保証費

契約の保証に必要な費用

(21) 雑費

電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2 付加利益の内容

付加利益の内容は次のとおりとする。

(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等

(2) 株主配当金

(3) 役員賞与（損金算入分を除く。）

(4) 内部留保金

(5) 支払利息、割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等の算定は、別表 4 により求めた一般管理費等率で次式により算定する。

一般管理費等＝工事原価（純工事費＋現場管理費）×一般管理費等率

4 一般管理費等率の補正

(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。

ア 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。

イ 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正值を加えて得た率とする。

(2) 支給品等の取扱

資材等の支給及び貸与をするときには、当該支給品及び貸与額は一般管理費率算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

(3) 契約相手による補正

公社・公団等と契約する場合は、一般管理費等率に86%を乗じて補正する。

第7 支給品費、貸与額の内容及び算定

1 支給品費

- (1) 支給品費とは、無償で支給する材料を時価で換算した費用である。
- (2) 支給品には支給電力を含むものとする。

2 貸与額

貸与額とは、無償で貸与する機械等の償却費等相当額で次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{貸与額} = & (\text{無償で貸与する機械等と同機種・同型式の機械損料}) \\ & - (\text{無償で貸与する機械等の機械損料}) \end{aligned}$$

なお、上記の各機械損料は、第4の3機械経費に基づき算定する。

第8 工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。

第9 消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に取引にかかる消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第10 細部事項

請負工事費の積算に関して必要な事項は、この要領に定めるもののほか、事業調整課技術管理担当課長が別に定めるところによるものとする。

別表2 現場管理費率

(1) - a

対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%
農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%
水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%
その他土木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%

(1) - b

対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%

(1) - c

対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
干拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%

(1) - d

対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
フィルダム工事	33.08%	166.5	-0.0828	26.20%

(2) 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

Y : 現場管理費率 (%) X : 対象金額 (単位 : 円)

a、b : 変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表3 現場管理費率の補正值

1 施工地域、施工場所による補正

適用条件		補正 係数	適用 優先
施工地域区分	対象		
一般交通影響あり(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1
一般交通影響あり(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4

※フィルダム工事には適用しない。

注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

2 施工時期、工事期間等による補正

- (1) 施工時期、工事期間等を考慮して、「別表2 現場管理費率」の値に1.8%の範囲内で適切に補正するものとする。
- (2) 冬期対象期間を11月1日から3月31日までとし、この期間にまたがる工期にあっては、下記により補正する。

補正率(%) = 補正係数(積雪寒冷地域) × 冬期率

$$\text{冬期率} = \frac{\text{冬期対象期間(日数)}}{\text{工期(日数)}}$$

(注1) 補正係数(積雪寒冷地域)は、「別表3-1 施工地域による補正係数(積雪寒冷地域)」による

(注2) 施工地域による補正係数(積雪寒冷地域)が2つ以上となる場合には、対象金額の大きい方を適用する。

(注3) 冬期率及び補正率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(注4) 工場製作工事、冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等及びフィルダム工事には適用しない。

(注5) 工期については、実際に工事を施工するために要する期間で準備期間と後片付期間を含めた実工事期間とする。

3 現場管理費の補正方法

$$\text{補正された現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費率}}{\text{標準値}} \times \frac{\text{施工地域・施工場所による補正率}}{\text{標準値}} + \frac{\text{施工時期・工事期間(1.8\%以内)による補正率}}{\text{標準値}}$$

別表4 一般管理費等率

前払い金支出割合が40%の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	22.72%	$-5.48972 \cdot \log X_p + 59.4977$	7.47%

- (1) X_p : 工事原価 (単位 : 円)
 (2) Y_p の算出にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。(単位 : %)

別表5 前払金支出割合による補正 (一般管理費等率)

前払い金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超え40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

- (1) 別表4で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表6 契約保証に係る補正 (一般管理費等率)

保証の方法	補正值 (%)
ケース1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04
ケース2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3 : ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない

(注) ケース3の具体的な例は以下のとおりとする。

- ① 予定価格が2,500千円以下の建設工事
- ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事
- ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事
- ④ 公社・公団等と随意契約を行う工事